

宇治市車両広告取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市車両広告の掲載に関する事項のうち、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に定めのない事項について定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、市広報媒体（市ホームページ等）への掲載その他の方法により行うものとする。

(広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間)

第3条 広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間については、別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の条件)

第4条 広告掲載希望者の条件については、宇治市広告掲載基準に定めるもののほか、別に定めるものとする。

(広告掲載の承認申請)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という）は、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に従い、宇治市車両広告掲載承認申請書（様式第1号）及び掲載しようとする広告のデータとそのプリントアウト（以下、「広告原稿」という）を、市が指定する期日までに提出し、市の審査を受けなければならない。

2 掲載しようとする広告原稿の作成費用は、原則として広告主の負担で作成するものとする。

3 広告主は、広告の継続を希望する場合は、宇治市車両広告（継続）掲載承認申請書（様式第2号）を市が指定する期日までに提出し、市の審査を受けなければならない。

(広告の内容の基準等)

第6条 広告は公共性、中立性及び品位を損なわないもので、「宇治市広告掲載要項」、「宇治市広告掲載基準」に適合するものとする。その他、次の留意事項を遵守するものとする。

(1) 広告の表現について、宇治市の事業であると誤認するおそれのある表現は避けること。

(2) 車両運行上の支障とならないこと。

(3) 周囲の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのないもの。

(4) その他道路交通安全を阻害するおそれのないもの。

(5) 広告の画像作成及びそれに係る経費は、原則として広告主の負担とする。

(6) 広告の内容について疑義が生じた場合は、その都度、市と協議すること。

(広告掲載の決定及び通知)

第7条 第5条における審査の結果については、宇治市車両広告掲載審査結果通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

(掲載方法)

第8条 広告物の掲載はマグネットシートの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

(広告の作成)

第9条 広告の作成は広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。車両への掲載及び撤去についても同様とする。

2 広告主は広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、車両の運行業務に支障が生じないように市と協議の上、日程等を決定し、市の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載又は撤去により、車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは広告主が経費を負担して現状回復するものとする。

(広告物の修復)

第10条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損又は破損したときは市が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の色褪せなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告の掲載料を市の定める期日までに、市の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告内容の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

第13条 市は、広告の内容等が、審査等により掲載基準等に反すると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更等を指示することができる。

2 広告主は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容の取消)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他

なんらかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
 - (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (3) 広告主又は広告の内容が法令等に違反している、もしくはそのおそれがあるとき、又はこの要項等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
 - (4) 前3号に規定するもののほか、市が広告掲載を適切でないと判断したとき
 - (5) 宇治市屋外広告物条例に違反している場合で、市の指導に従わなかったとき
- 2 前項第2号から第5号までの規定により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 納付された広告掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告掲載者の責めに帰さない事由により広告の掲載を取消し、又は掲載中の広告を撤去し、若しくは広告掲載を一時中止した場合は、この限りではない。広告主へ広告掲載料を返還する場合は、広告掲載に係る期間を1か月単位で認定して算出する。この場合において広告掲載の期間に1か月未満の端数があるときには1か月として算出する。

(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要項は、平成26年7月1日から施行する。

この要項は、平成28年3月1日から施行する。

この要項は、令和2年11月1日から施行する。

宇治市車両広告掲載承認申請書

令和 年 月 日

宇治市長 宛て

宇治市車両への広告掲載を希望しますので、「宇治市広告掲載要項」「宇治市広告掲載基準」を確認の上、広告原稿及び会社案内（パンフレット等）を添付して申請します。

掲載した広告により収集した個人情報については、取り扱いに十分留意するとともに、広告に掲載した内容の利用目的以外の用途には使用しません。

所在地			
名称 (名称・商号)			
代表者名 (役職名・氏名)	(ふりがな)	⑩	
担当者名	(ふりがな)		
	(連絡先)電話：	FAX：	
	Eメール：		
掲載予定期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月末日	希望 枠数	枠
遵守事項	1. 宇治市広告掲載基準第3条の各号に定める規制業種又は事業者でないこと 2. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと 3. 宇治市に対して市税を滞納していないこと（宇治市に納税義務がある場合） 4. 宇治市屋外広告物条例に違反していないこと		
同意事項 (□にチェックを入れて ください)	<input type="checkbox"/> 宇治市が宇治市税の納付状況の調査を行うこと及び広告掲載可否に関連する情報について、宇治市が広告取扱業者に情報提供することに同意します <input type="checkbox"/> 市税の未納が確認された場合、広告取扱業者を通じて連絡することに同意します		

※ 上記所在地が本店でない場合や個人事業者である場合は、記載してください

本店でない 場合	法人登録社名	
	法人登録所在地	
個人事業者 である 場合	事業主の住民登録がある 所在地	
	事業主の生年月日	年 月 日

宇治市車両広告（継続）掲載承認申請書

令和 年 月 日

宇治市長 宛て

宇治市車両への広告掲載を希望しますので、「宇治市広告掲載要項」「宇治市広告掲載基準」を確認の上、広告原稿及び会社案内（パンフレット等）を添付して申請します。

掲載した広告により収集した個人情報については、取り扱いに十分留意するとともに、広告に掲載した内容の利用目的以外の用途には使用しません。

所在地			
名称 (名称・商号)			
代表者名 (役職名・氏名)	(ふりがな)	㊟	
担当者名	(ふりがな)		
	(連絡先)電話：	FAX：	
	Eメール：		
掲載予定期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月末日	希望 枠数	枠
遵守事項	1. 宇治市広告掲載基準第3条の各号に定める規制業種又は事業者でないこと 2. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと 3. 宇治市に対して市税を滞納していないこと（宇治市に納税義務がある場合） 4. 宇治市屋外広告物条例に違反していないこと		
同意事項 (□にチェックを入れて ください)	<input type="checkbox"/> 宇治市が宇治市税の納付状況の調査を行うこと及び広告掲載可否に関連する情報について、宇治市が広告取扱業者に情報提供することに同意します <input type="checkbox"/> 市税の未納が確認された場合、広告取扱業者を通じて連絡することに同意します		

※ 上記所在地が本店でない場合や個人事業者である場合は、記載してください

本店でない 場合	法人登録社名	
	法人登録所在地	
個人事業者 である 場合	事業主の住民登録がある 所在地	
	事業主の生年月日	年 月 日